

八重児第 127 号  
令和 2 年 4 月 30 日

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘  
( 公 印 省 略 )

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止等に伴う登所自粛の  
延長について (依頼)

見出しの件につきまして、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び施設運営維持のため、登所自粛にご協力いただき感謝申し上げます。

このたび、沖縄県及び八重瀬町の方針として、県内の感染者数を鑑み、県立学校・町立小中学校の休校期間を令和 2 年 5 月 7 日 (木) から 2 週間程度延長することが決定されました。

このようなことから放課後児童クラブにつきましても、より一層の感染拡大防止と施設運営維持のため、下記のとおり登所自粛期間を延長し、令和 2 年 5 月 20 日 (水) までは登所を控えるようお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月 6 日 (水) までの登所自粛期間と同じく、医療従事者等や社会機能維持のために就業を継続しなければいけない保護者等の真にやむを得ない方に限定して、感染予防に留意しつつ、引き続き保育の受入れを行います。

○引き続き保育を行う場合は、別添「保育申出書」の事前提出を各施設にお願いします。

事前に利用日を把握することで、保育スタッフの確保に努めます。

・実施期間 令和 2 年 5 月 7 日 (木) ～令和 2 年 5 月 20 日 (水)

※国・県の新型コロナウイルス緊急事態宣言の取り扱いにより、実施期間の変更もあります。

・保育対象者

医療従事者や社会機能維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など真にやむを得ない場合に限り受け入れを行います。

八重瀬町役場

児童家庭課 子育て支援係

TEL : 098-998-7163